

新型コロナウイルス感染症対策に係る令和3年度4月補正（専決処分）の概要について

1 補正予算編成の考え方

新型コロナウイルス感染症の影響により生活に困っている世帯に対する支援として、低所得の子育て世帯のうち、ひとり親世帯等に対して子育て世帯生活支援特別給付金を支給するほか、事業者への支援として、兵庫県が行う営業時間の短縮要請に応じた店舗を運営する事業者等に対し、兵庫県と協調して新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金を支給するため、令和3年度一般会計補正予算（第2号）を編成します。

なお、経費の執行にあたっては、予算の補正が必要となったが、議会を招集する時間的余裕がなかったため、この補正予算は、地方自治法第179条第1項の規定に基づく専決処分を行います。

2 補正予算の内容

○ 新型コロナウイルス感染症への対応に係る補正予算 補正予算額 764,553千円

(1) 市民生活への支援の強化	補正予算額	342,607千円
<p>・ 子育て世帯生活支援特別給付事業費</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響により生活に困っている世帯に対する支援として、低所得の子育て世帯のうち、ひとり親世帯等に対して子育て世帯生活支援特別給付金を支給する。</p> <p>対象者：① 令和3年4月分の児童扶養手当受給者</p> <p>② 公的年金等を受給していることにより、令和3年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない方</p> <p>③ 令和3年4月分の児童扶養手当は受給していないが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当の受給者と同じ水準となっている方</p> <p>給付額：児童1人当たり一律5万円</p>		
(2) 地域経済の活性化・地域の元気づくり	補正予算額	421,946千円
<p>・ 新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金関係事業費</p> <p>兵庫県が行う営業時間の短縮（休業含む）要請に応じた店舗を運営する事業者等に対し、兵庫県と協調して新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金を支給する。</p> <p>支給額：① 3/22～4/4（14日間） 1日あたり4万円／店舗</p> <p>② 4/5～5/5（31日間） 1日あたり4～20万円／店舗</p>		
中小企業 ※前年度又は前々年度の1日当たり売上高に応じて単価決定	10万円以下の店舗	4万円
	10～25万円の店舗	売上高×0.4の額
	25万円以上の店舗	10万円
大企業	1日当たりの売上高の減少額×0.4（上限20万円）※中小企業も選択可	
費用負担割合：国：80% 県：20%×2/3 市：20%×1/3		

3 補正予算の規模

(単位：千円)

現在予算額	補正予算額	補正後予算額
212,941,596	764,553	213,706,149

4 歳入歳出補正予算額

(単位：千円)

歳 入		歳 出	
款	補正予算額	款	補正予算額
国庫支出金	764,553	民生費	342,607
		商工費	421,946
合 計	764,553	合 計	764,553

5 費目別事業概要

民生費

342,607 千円

子育て世帯生活支援特別給付事業費

342,607 千円

新型コロナウイルス感染症の影響により生活に困っている世帯に対する支援として、低所得の子育て世帯のうち、ひとり親世帯等に対して子育て世帯生活支援特別給付金を支給する。

商工費

421,946 千円

新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金関係事業費

421,946 千円

兵庫県が行う営業時間の短縮要請に応じた店舗を運営する事業者等に対し、兵庫県と協調して新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金を支給する。

6 専決処分日

令和3年4月22日

以 上